

支出証拠書 (各種団体会費)

7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんごりの会 年会費(4月分)		
年月日	22年7月16日～	年月日	金額 250円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により自然環境の保全を図り水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○広葉樹林づくり ○広葉樹林・里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

法人の事業年度 9月1日～翌年6月30日
令和5年4月を請求

$$3000円 \times \frac{1}{2} = 250円$$

7～3月(9ヶ月) 2,250円充当済み
4月(1ヶ月) 250円今回充当
5～6月(2ヶ月) 500円…5月以降請求

4年8月 整理番号 8-4 参照

※ 添付書類：団体^の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある	250円	100%	250円

(参考)

支出証拠書(各種団体会費)

7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO 心の心の会 年会費		
年月日	22年5月16日～	年月日	金額 2250 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により自然環境の保全を図り水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林作り ・広葉樹林・里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

法人の事業年度 7月1日～翌年6月30日
 令和4年7月～令和5年3月までの9ヶ月分を請求する。
 $3000円 \times \frac{9}{12} = 2250円$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2250 円	100 %	2250 円

領収証

四本康久様

No. 4-104

登録番号

金額

73000-

但 R4

YUNOどんぐりの会会費

7年7月16日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額 (税込・税込)
%	消費税額等
税率	金額 (税込・税込)
%	消費税額等

NPO法人

YUNOどんぐりの会

会長 松永泰然

収入印紙



特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 広葉樹林づくり
- (2) 広葉樹林・里山の啓発活動
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

2 事業部には、事業部長を置くことができる。

3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 松永 泰然

副会長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人 3,000 円
 - (2) 正会員 団体 10,000 円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理事 松 永 泰 然

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	リース自動車の任意保険料 (4月分) 【2022年9月26日～2023年9月26日】		
年月日	令和4年7月29日～	年月日	金額 1,499円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払金額75,520円のうち、対人・対物保険分は 35,990円である。</p> <p>契約対象期間が、【2022年9月26日～2023年9月26日】。 今回は令和5年4月分のみ請求する。</p> <p>$\frac{35,990 \text{円}}{2,999 \text{円}} \div 12 \text{か月} \times 1/2 = 1,499 \text{円 (1か月分)}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月～令和5年3月 (6か月分) …8,997円 充当済み ・令和5年4月 (1か月分) …1,499円 ← 今回充当 ・令和5年5月～令和5年9月 (5か月分) … 残 7,499円 <p>令和4年8月 整理番号 8-8 参照</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,999円	1/2 %	1,499円

(備考)

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リース自動車の任意保険料 (令和4年9月26日～令和5年3月31日)		
年月日	22年7月29日～	年 月 日	金額 8997円

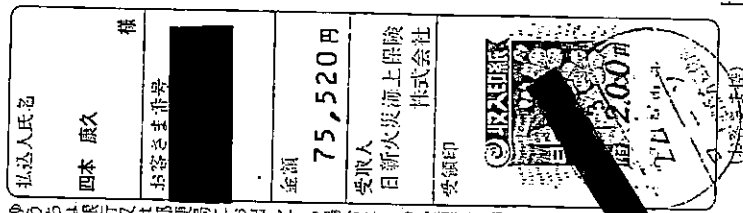
目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 75,520円のうち 対人・対物保険分は 35,990円。
 契約対象期間が 令和4年9月26日から 令和5年9月26日までの
 令和5年3月31日までの分を今回請求する。

$$35990円 \times 6 / 12月 \times \frac{1}{2} = 8997円$$

払込受領証
(コンビニエンスストア用)



※ 領収印の日付が不鮮明のため補記する。

22.7.29

案分の理由 政務活動に私用で 半分	領収書金額(a) 17,994円	案分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 8997円
-------------------------	---------------------	--------------------	------------------------

自動車保険おすすめプランのご案内

〒 418-0061

静岡県 富士宮市 北町 13-3

四本 康久 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、先般ご用命いただきました補償内容について、
 保険料のご案内を作成いたしました。つきましては、内容を
 是非ともご採用賜りますようお願い申し上げます。 敬具

契約のお車
 車名 ノート
 登録番号 [REDACTED]
 型式 E13

ご契約にあたっては、現在のお車の登録内容、保険の内容をご確認ください。

	Aコース	Bコース
保険種目	ユーサイド	ユーサイド
等級	20等級 63%割引	20等級 63%割引
運転者の補償範囲	本人・配偶者限定	本人・配偶者限定
運転者年齢条件	35歳以上限定 始期時点年齢 61歳	35歳以上限定 始期時点年齢 61歳
免許証の色	[REDACTED]	[REDACTED]
対人賠償	無制限 交通弱者補償	無制限 交通弱者補償
対物賠償	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり
人身傷害(実損払)	1名 7000万円 傷害一時金10万	1名 7000万円 傷害一時金10万
人身傷害(定額払)		
車両保険	一般条件 220万円 自己負担額 0-10万円 車両超過修理費用	
その他の補償・特約	弁護士費用 日常生活賠償責任 車両全損時諸費用 他車使用特約 ロードサービス	弁護士費用 日常生活賠償責任 他車使用特約 ロードサービス
保険料 一時払 (コンビニ)	一時 75,520円	一時 35,990円
		※車両保険無しの場合の保険料です。

保険期間 令和 4年 9月26日 から
 令和 5年 9月26日 まで

用途車種 自家用小型乗用車

記名被保険者氏名

料率クラス 車両 9対人 6対物 9傷害 7

新車割引有 ASV割引有

作成日 令和 4年 9月 21日 印刷連番 00024403

静岡県 静岡市 葵区 瀬名 1-16-8
 ロジュマン21 1-B

Jリスクマネジメント 静岡支社

TEL. (054) 297-5887

FAX. (054) 297-5886

支出証拠書 (各種団体会費)

11/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県学校給食ネットワーク会費 (4月分)		
年月日	22年11月29日~	年月日	金額 221 円

会の趣旨・目的	学校給食を軸として県内の地産地消を推進するために県内の各自治体に活動して113個人又は団体のネットワーク化を目的とする。
会の活動内容等	① 調査研究や情報交換を行い、必要に応じて県その他の機関に提言する。 ② 2ヶ月に1回定例会を行う。 ③ 定例会の後、その内容を発信する
政務活動・県政との関連性	定例会や会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

会費 2000円 + 送金料 660円 = 2660円

会計年度 10月から9月まで

10~3月 (6ヶ月) 1,330円 充当済
4月 (1ヶ月) 221円 今回充当
5~9月 (5ヶ月) 1,109円 残 5月以降請求

4年12月 整理番号 12-12 参照

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかるものである	221 円	100%	221 円

(備考)

支出証拠書 (各種団体会費)

11/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県学校給食ネットワーク会費		
年月日	22年11月29日～	年月日	金額 1330円

会の趣旨・目的	学校給食を軸として県内の地産地消を推進するために県内の各自治体で活動している個人又は団体のネットワーク化を目的とする。
会の活動内容等	①調査研究や情報交換を行い、必要に応じて県その他の機関に提言する。 ②2ヶ月に1回定例会を行う。 ③定例会の後、その内容を発信する
政務活動・県政との関連性	定例会や会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

会費 2000円 + 送金料金 660円 = 2660円

会計年度 10月から9月までのため、今回 10月から3月分を請求する。

$2660 \times 6/12 \text{月} = 1330 \text{円}$

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動にかかっている	1330円	100%	1330円



教育の推進を促進する

静岡県学校給食ネットワーク

のめたは、2003年10月25日 各日の訪問まで

静岡県学校給食ネットワーク規約

活動の概要

ラフボラarium 講演会 (名称) この会は、静岡県学校給食ネットワークと称します。

参加団体一覧 (目的) この会は、学校給食が子供たちにとって安全で楽しい給食であるばかりでなく、学校給食が食生活を支えるための食教育の場としても重要な役割を果たすことができるよう支

規約 (目的) 援し、さらに学校給食を軸として静岡県内の地産地消を推進するために、県内の各自治

入会方法 (目的) 体で活動している個人または団体のネットワークづくりを目的とします。

加盟団体の (目的) この会は、静岡県内の学校給食に関心をもち活動している個人または団体、及びそれらを支援する任意の個人または団体によりて組織されます。

(役員) この会には、次の役員をおきます。

体 表	1名
副代表	2名
事務局長	1名
会 計	1名
会計監査	1名

役員の仕事は1年で、再任は妨げません。

役員は、総会において過半数をもって決定します。

総会は、毎年1回行われます。

(会費) 会費は、年2000円とします。

会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とします。

(専業) 会の目的にそって、調査研究や情報交換を行ない、必要に応じて県その他の機関に発言していただきます。

2ヶ月に1回、定例会を行います。

定例会の後、その内容を発信していきます。

(規約改) 規約は、会員の過半数以上の同意を得て改定します。

(附則) この規約は、2003年10月25日から実施します。

1/27

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	印刷機リース代 (2023年4月)		
年月日	22年1月27日~	年 月 日	金額 236 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> リース料 5676円 (契約期間 12月~11月) 今回 4月 分のみ請求 $リース料 5676円 \times \frac{1}{12} = 473円$ 3 D 5- 1-27 : 5,676; リーリース(カ) 12~3月(4月分) 946円 先当 4月 (1月分) 236円 今回当 5~11月(7月分) 1,656円 ... 5月以降請求 5年 1月 整理番号 1-12参照	

案分の理由 政務活動と関係 活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	473 円	$\frac{1}{12}$ %	236 円

(参考)
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	印刷機リース代(2022年12月~2023年3月)		
年月日	23年1月27日~	年 月 日	金額 946 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>2022年 2023年 リース料 5676円 (契約期間 12月~11月)</p> <p>今回 12月から3月分までを請求</p> <p>リース料 5676円 × $\frac{4}{12}$ = 1892円</p> <p>1892円 × $\frac{1}{2}$ = 946円</p> <p>3 D 5- 1-27 : : : 5,676 リコ-リース(カ) : : :</p>	

案分の理由 政務活動に付属 活動に要分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,892 円	$\frac{1}{2}$ %	946 円

再契約内容 リース

契約者	静岡県議会ふじのくに県民クラブ
期間	2022年12月 1日~2023年11月30日 (再リース 6回目)
金額	年額 5,676円 (内消費税 516円) 再リース料金に保守料は含まれません。
支払	2023年 1月27日 自動振替 <一括払い> ご指定引落口座 [Redacted] 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。
<p>■ 継続・終了手続きに関するお問合せ先 ■</p> <p>カスタマー業務部 西日本満了センター TEL: 06-4799-4400</p>	

CAA1012362

2022年12月 9日発行

契約番号 [Redacted]

物件情報			
物件連番	1	数量	1
物件名	デュプロ 印刷機 DP-A120		
機械番号	110882181		
設置先	静岡県富士宮市 静岡県議会 ふじのくに県民クラブ		

以上

物件連番	数量
物件名	
機械番号	
設置先	

物件連番	数量
物件名	
機械番号	
設置先	

物件連番	数量
物件名	
機械番号	
設置先	

整理番号 4-5

支出証拠書

2/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本麻衣)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバー・ドメイン利用料 (ホームページ)		
年月日	令和5年4月1日~令和5年4月30日	金額	1,329円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	利用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策等、情報を広く伝えるとともに意見を聴取し 県政に反映させる。

領収証 四本麻衣 様 No.

¥31,900

白紙 現金 小切手 手形

2023年2月10日 上記正に領収いたしました

〒418-0003 静岡県富士宮市ひばりが丘1丁目
株式会社 アドライン
TEL: 0544-26-6265 / FAX: 0544-29-7688

対象期間: 2023年1月8日~2024年1月7日 (1年間)
令和5年4月分を充当する。

$31,900円 \times \frac{1}{2} = 2,658円$ $2,658円 \times \frac{1}{2} = 1,329円$

原本: 5年3月 整理番号 3-6 参照

案分の理由 政務活動と後援会 活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,658円	1/2	1,329円

(参考)

様式第1-1号

整理番号 3-6

支出証拠書

2/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	サーバ、ドメイン利用料(ホムヘツ)		
年月日	23年2月10日～	年月日	金額 3,987円

目的	県政に係る情報等を県民に報告
使途	利用料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策等、情報を広く伝えるとびに意見を聴取し 県政に反映させる

領収証

四本 康久様

様 No.

* 31,900

内取	<input type="checkbox"/>
現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
消費税(10%)	<input checked="" type="checkbox"/>
消費税(8%)	<input type="checkbox"/>
内税額計	

サーバドメイン料として

2023年2月10日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号

〒418-0803 静岡県富士宮市ひばり

株式会社 アドライン

TEL 0544-26-6265 / FAX 0544-29-7100



対象期間：2023年1月8日～2024年1月7日(1年間)

令和4年度分(2023年1月～3月までの3ヶ月分)を充当する。

31,900円 × 3/12月 = 7,975円 7,975円 × 1/2 = 3,987円

案分の理由 政務活動と後援 活動の区分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,975円	1/2 %	3,987円

支出証拠書

2/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所賃借料 (4 月分)		
年月日	23年3月31日~	年月日	金額 31,231円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

1323-03-31	200	*62,000	ウキソ カリアサヒケンセツ
1423-03-31	200	*462	振込手数料

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62,462円	1/2 %	31,231円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	ごみ・環境ビジョン21 年会費 (4月分)		
年月日	23年4月3日~	年月日	金額 276 円

会の趣旨・目的	「ごみを作らばいい、出さばいい、燃やさばいい」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	①ごみや環境に関する情報資料の収集 ②ごみや環境に関する情報紙の発行 ③ごみや環境に関する調査・研究及びその発表。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001301	加入者名	ごみ・環境ビジョン21	金額	3000	ご依頼人	四本康久 様	料金	313 円	備考	現金払 (23704) N94140015

日附印 05-04-03 富士宮郵便局 簡易郵便

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押しつけてください。

この受領証は、大切に保管してください。

★ 4月分を充当 3,313円 ÷ 12ヶ月 = 276円
5月以降充当 3,313円 - 276円 = 3,037円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるとする	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	276 円	100 %	276 円

ごみ・環境ビジョン21 会則

(名称)

第1条 本会は、ごみ・環境ビジョン21と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、に置く。

(目的)

第3条 当会は、「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)ごみや環境に関する情報資料の収集
- (2)ごみや環境に関する情報紙の発行
- (3)ごみや環境に関するセミナー等の開催
- (4)ごみや環境に関する調査、研究及びその発表
- (5) その他当会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った個人・団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った個人・団体とする。

(会議)

第6条 当会の会議は、運営委員で構成された運営委員会とし、これを最高の意思決定機関とする。

(役員)

第7条 当会に、代表、副代表、事務局、会計、監査の役員を置く。役員は運営委員の互選により選任する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. この会則は、2017年4月1日から施行する。
2. 当会の設立当初の運営委員は以下の通りとする。




支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月5日~令和	年月日	金額 1,940 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

領収書

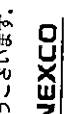
料金所 富士
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月 5日 20時 21分
車種 普通

通行料金 ¥880-

(現金)

一入口料金所 - 清水
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 217-00102001-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月 5日 13時 17分
車種 普通

通行料金 ¥1,060-

(現金)

一入口料金所 - 新富士
通行料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号 203-00451258-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,940 円	100 %	1,940 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	23年4月5日~	年月日	金額 25,423円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720円) から、カーナビ、ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847円の 1/2相当額を充当する。</p> <p style="text-align: center;">1723-04-05 200 *60,720 ウキヨウセツチリ- (カ </p> <p style="text-align: right;">4年9月 整理番号 9-5 参照</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847円	1/2 %	25,423円

(参考)

整理番号	9-5
------	-----

支出証拠書

8/5

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (6~8月分)		
年月日	令和4年8月5日~	年月日	金額 76,270円

目的	政務活動に使用する自動車のリース		
使途	(6~8月分) リース料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720円) から カーナビ、ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847円の 1/2相当額を充当する。</p> <p style="text-align: right;"> 422-08-05 200 *182,160 トヨタ自動車リース(カ) </p> <p style="text-align: right;">左の3ヶ月分(6~8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額リース料 60,720円 (税込) 182,160円 ・ 対象外付属品を 除いたリース料月額 50,847円 (税込) 152,541円 ・ 1/2 案分 $152,541円 \times \frac{1}{2} = 76,270円$ 			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	152,541円	1/2	76,270円
		%	

自動車リース契約書

賃貸人使用欄(検印)

四本康久様
賃借人(甲)

住所 富山市北町13-3

氏名 四本康久

契約番号 F5SB5A06-000-001
2022年2月25日

賃貸人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長

高島俊史

連帯保証人

住所

氏名

担保額 _____ 円

(丙) 日本カーソリューションズ株式会社 代理店

連帯保証人

住所

氏名

担保額 _____ 円

静岡県富士宮市弓沢町487番地

株式会社ジェミニオ

代表取締役

山本裕

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、乙が乙所定の「重要事項説明書」にて、リース契約の内容及びリース料総額等を説明し、甲がこれに確認・同意のうえ本契約書にて次のとおり自動車リース契約(以下「本契約」という。)を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約は基本約定が、又メンテナンスリース契約は基本約定の他メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記(蓋)名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定

(本契約の目的)

第1条 乙は、甲の申込みにより、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載の売主(以下「売主」という。)からリース自動車(以下「自動車」という。)を購入し、本契約に定める条件で甲にリースし、甲はこれを借受けます。

(リース期間)

第2条 リース期間は表(4)記載の通りとし、開始日は自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書等(以下総称して「自動車検査証等」という。)の使用者を甲とし、所有者を乙として自動車登録の日からとします。

(リース料)

第3条 甲は、表(6)記載のリース料を表(7)記載の通り乙に支払うものとします。

(再リース又は買い取り)

第4条 甲がリース期間満了日の3ヶ月前までに乙に対し借入金で再リース又は買取を申込み、甲がリース期間満了時に乙に対するリース料の支払いその他甲乙間の契約にかかわる債務不履行がなく、甲が乙所定の与信基準を満たした場合、甲乙間で次の通り契約を締結できるものとします。

(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

第5条 本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)の適用がある場合、甲は、犯収法に基づき取引時確認に自らに応じ、甲がこれに応じない場合、乙は犯収法に基づき、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、又、甲に対し何等の責任を負わないものとします。

(自動車の引渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地(保管場所)とし、自動車は売主から直接甲に引渡します。この場合、甲は、事前に売主と納車日及び納車時間等(以下総称して「納車日」という。)を決定し、これを乙に通知します。

(自動車の使用、管理)

第8条 甲は、自動車が納車されてからその返還まで、法令に基づき日常点検整備の実施、走行に適した状態であることの確認等、善良な管理者の注意をもって保管場所に保管し、法令順守で安全に運転し運用します。

甲に引渡されたものとし、
6. 甲が不当に自動車の引渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだとき、若しくは甲の責に帰すべき事由により売主が自動車を引渡すことができず、乙又は売主が5日の期間を定めて引渡しを受けることを口頭、書面又は電磁的方法にて催告したにもかかわらず、この期間内に甲がこれに応じないときは、甲は、第15条第1項第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。
(自動車の品質等の不適合等)
第7条 乙は、売主と締結した自動車の売買契約にて自動車の品質等が本契約の内容及び適合しない場合、その一切の責任を売主が負担すること約定しているため、乙は自動車の品質等にかかわる担保責任を負わず、売主がその全ての責任を負担します。

(代理店個人リース用)

お支払明細書

令和 4年 6月 22日

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のとおりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料となりますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご 契 約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様Noをご利用ください。

Table with contract details: 契約番号, 契約期間 (令和4年6月21日から令和8年6月20日まで 48ヶ月), 登録番号

Table with customer details: お客様No, お問い合わせ先 (静岡支店), 電話番号 (054-205-2641), 担当者

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

Table for bank transfer details: 引落口座, 金融機関名, 支店名, 種目・口座, 口座振替委託会社 (東京センチュリー)

Table for remittance details: 振込先, 金融機関名, 支店名, 種目・口座, 振込手数料 (振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

Main payment schedule table with columns: 回数, 年月分, 方法, 支払日, 内 訳, お支払金額 (円), 請求回数, 金額 (円), 内 訳 (消費税), 税率, 備 考. Contains 36 rows of monthly payments and a total row.

お支払明細書

令和 4年 6月 22日

四本康久

御中

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田 4-14-1 秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご契約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様№をご利用ください。

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 6月 21 日から 令和 8年 6月 20 日まで 48 ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お客様№	[REDACTED]
お問い合わせ先	静岡支店
電話番号	054-205-2641
担当者	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 種目・口座 [REDACTED]
口座振替委託会社	東京センチュリー

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名 ***** 支店名 ***** 種目・口座 *****
-----	---

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

2頁

回数	年月分	方 法	支 払 日	内 訳	お支払金額 (円)	請 求 回 数	金 額 内 訳		税 率	備 考
							金額 (円)	消費税(円)		
37	7/ 6	口座振替	7/ 6/ 5	リース料	60720	37/ 48	55200	5520	10%	
38	7/ 7	口座振替	7/ 7/ 5	リース料	60720	38/ 48	55200	5520	10%	
39	7/ 8	口座振替	7/ 8/ 5	リース料	60720	39/ 48	55200	5520	10%	
40	7/ 9	口座振替	7/ 9/ 5	リース料	60720	40/ 48	55200	5520	10%	
41	7/10	口座振替	7/10/ 5	リース料	60720	41/ 48	55200	5520	10%	
42	7/11	口座振替	7/11/ 5	リース料	60720	42/ 48	55200	5520	10%	
43	7/12	口座振替	7/12/ 5	リース料	60720	43/ 48	55200	5520	10%	
44	8/ 1	口座振替	8/ 1/ 5	リース料	60720	44/ 48	55200	5520	10%	
45	8/ 2	口座振替	8/ 2/ 5	リース料	60720	45/ 48	55200	5520	10%	
46	8/ 3	口座振替	8/ 3/ 5	リース料	60720	46/ 48	55200	5520	10%	
47	8/ 4	口座振替	8/ 4/ 5	リース料	60720	47/ 48	55200	5520	10%	
48	8/ 4	口座振替	8/ 4/ 5	リース料	60720	48/ 48	55200	5520	10%	
計		契 約		額	2914560		2649600	264960		

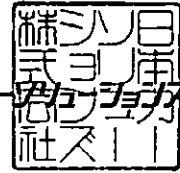
〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3

四本康久 様



日本カーサービス株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001043YA001043

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当 [Redacted]

2023年 3月 15日

口座振替通知書

請求書No. 53053229
請求先コード [Redacted]

今回御請求額		お支払期日	お支払方法
	¥60,720	2023年 4月 5日	口座振替
内リース料等	55,200		
内消費税等	5,520		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	220621	11	48	リース料	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
ページ小計-->					60720	5520		55200 (税抜)



請求件数 1件

通信欄 口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別		契約番号	(含まれるもの○ 含まれないもの×)	
(2) リース自動車の表示	車名等	フィットネス ニッサン ノート	台数	1台 2WD
	型式	1200 X 5ト7 AT 2WD 5人		
	ミッション	6AA-E13		
	エンジン・排気量	オートマチック ハイブリッド 1,198 CC 定員 5名	5ドア	
	車体色	スノーブラック		
	文字書	無し		
	車台番号	納車確認書記載のとおり		
	登録番号	納車確認書記載のとおり		
	売主	株式会社ジェミニオート富士宮		
	付属品・特別仕様(エアコン標準)	LEDヘッドランプ+フォグランプ 本革調シートカバー トリカバ フロアカーペット+ドアバイザー ナンネルフレーム ETCユニットBM19S ETCシートアップ カタ変換 ナビ取付キット ナビナビックRE-07WD バックカメラRC100KD ドラレコRナビ連動 オイル交換		
(3) 使用の本拠地(保管場所)	静岡県富士宮市北町13-3			
(4) リース期間	開始日	納車確認書記載のとおり		
48ヶ月	満了日	納車確認書記載のとおり		
(5) 前払リース料	無し			
(6) リース料	リース料 1	1回	¥55,200	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)
		消費税等額	¥5,520	
	リース料 2	1回	¥55,200	
		消費税等額	¥5,520	
	リース料 3	46回	¥55,200	
	消費税等額	¥5,520		
総額			¥2,649,600 ¥264,960	
(7) 支払方法	リース料 1	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
	リース料 2	リース開始日の属する月の2ヶ月後の5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
	リース料 3	リース開始日の属する月の2ヶ月後より1ヶ月毎、5日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
(8) 残価清算方式・設定残価	クローズド・エンド			
(13) 特約事項	※以下表示なし			

(9) 公租公課および諸費用

(10) 自動車保険条件

(11) 損規言金定

(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます)
(月間契約走行距離)

※以下表示なし

自動車税環境性能割	(×)	含まない
(軽)自動車税	(○)	全額含む
自動車重量税	(×)	含まない
自賠責保険料	(○)	全額含む
自動車保険料	(×)	含まない
登録諸費用	(○)	含む

保険会社	
保険種類	
フリート・ノンフリート	
フリート割引(増)等級	
フリート多数割引	
年齢条件	
車両保険種類	
車両免責	免責0特約

車両保険	
賠償保険	
対人(1名)	人身傷害
対物(1事故)	対物免責
搭乗者(1名)	
給付・搭傷	

安全装置	
特約事項	

(11) 損規言金定
リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等

(X) 継続点検整備	(X) バッテリー交換
(X) 法定点検整備	(X) エアコン修理
(X) スケジュール点検	(X) バック修理
(X) 故障修理	(X) 乙車両残債償還組
(X) エンジンオイル交換・補充	(X) 代車
(X) 一般消耗品交換	
(X) 油類の交換・補充	(X) 寒地メンテ
(X) 夏タイヤ	
(X) 冬タイヤ	
(X) 冬用ホイール	
(X) タイヤ季節履替	

自動車リース御見積書

2022年 12月 1日
見積No. @N3809-0187-N

四本 康久

様

日本カーソリューションズ(株) 代理店
株式会社 ジェミニオート富士宮
静岡県富士宮市弓沢町487



お引合いをいただきました件、下記の通りお見積り
致します。よろしくお願い申し上げます。

担当営業部・電話

0544-23-5960

車	ニッサン ノート 1200 X 5ドア AT 2WD 5人		ミッション AT 定員 5 人乗 用別 自家用 塗色 スーパーブラック 内装色	
	型式 6AA-E13 排気量 1,198 cc-NAエンジン (ガソリン+電気) 形状 5ドア ボンネットワゴン			
両品	付属品	LEDヘッドランプ+フォグランプ ナビ+フレーム ETCユニットBM19S ETCユニットアップ タイヤ交換	※ LEDヘッドランプ+フォグランプ (99,000円) を除外。 リース料総額 (税込) 2,539,680円 - 99,000円 = 2,440,680円 月額リース料 (48回) 50,847円	
	Aのリース代に含まれるのは上記のみ。			
リース方式	ファイナンス	台数	1台	
リース期間	4年 (48ヵ月)	リース料(一台当り)	1回あたりの税込額(円) 税抜額(円) 消費税率 回 月額リース料 52,910 48,100 10% 48	
納車予定日	2022年 6月 21日	※ 月額リース料を再計算する。 上記のとおり		
納車場所	四本 康久	リース料総額(税込) 2,539,680円		
支払方法	口座振替 初回お支払予定7月(2回分)			
上記リース料に含まれるもの				
諸費用	<input type="checkbox"/> 登録手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車税 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 <input type="checkbox"/> 自賠責保険料 全期間 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料 <input checked="" type="checkbox"/> 動産保険料 <input checked="" type="checkbox"/> JAF費用		メンテナンスの範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備 <input checked="" type="checkbox"/> 故障修理 <input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検 (ヶ月毎) <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ <input checked="" type="checkbox"/> 冬用ホイール <input checked="" type="checkbox"/> タイヤ季節履替 <input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換 <input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイル交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> 油脂類の交換・補充 <input checked="" type="checkbox"/> エアコン修理 <input checked="" type="checkbox"/> 一般消耗品交換 <input checked="" type="checkbox"/> パンク修理 <input checked="" type="checkbox"/> 代車 <input checked="" type="checkbox"/> 寒冷地メンテ <input checked="" type="checkbox"/> 装置部メンテナンス
	自動車保険	種類(*****) 危険割増(***%) 対人 ***** 万円 料率%* 対物 ***** 万円 (免責 **万円) 料率%* 搭傷 1名 ***** 万円 1事故 ***** 万円 料率%* 人傷 ***** 万円 種類(*****) 免責 **~**万円 料率%* 車両保険額 ***万円 付属機械装置名 ***** 付属保険額 ***万円		
保険			※月間契約走行距離 2,000km	
特記事項	1) 上記リース料の消費税等は、見積日時点での納車予定日を基準に計算したものです。消費税率は、リース原価等、諸条件の変動により変更となる場合があります。また、契約期間中の税率改定に伴う差額はお客様のご負担となります。 2) お申し込みいただいた後、リース契約書に調印することにより、契約が成立するものとします。		※	

見積有効期限

2022年 12月 31日

20221201092011

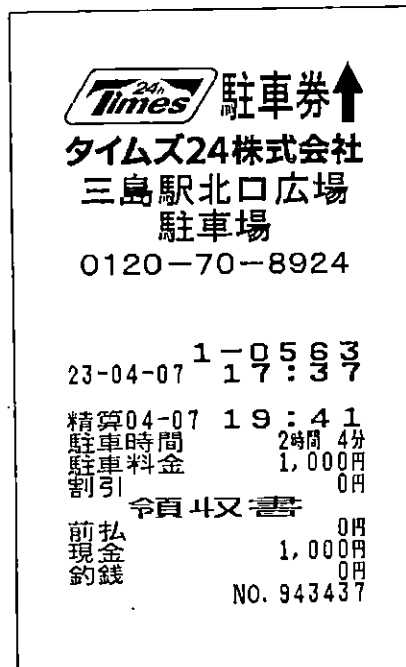
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県立ふじのくに中学校開校式		
年月日	23年4月7日	～	年 月 日 金額 1,000円

目的	静岡県立ふじのくに中学校開校式 出席
使途	駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	このふじのくに中学校について 議会質問等に反映させる。

《領収書貼付枠》



署名: 四本康久

案分の理由 全政務活動に かかるものとする	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1000 円	100 %	1,000 円

令和5年2月吉日

静岡県議会 文教警察委員会
副委員長 四本 康久 様

静岡県立ふじのくに中学校設置準備委員会
(静岡県教育委員会義務教育課)
委員長 戸塚 康史

静岡県立ふじのくに中学校開校式の御案内

雨水の候、皆様方におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かねてより皆様方の御支援、御協力のもと、静岡県立ふじのくに中学校は、令和5年4月1日に磐田本校と三島教室の2教場同時開校の運びとなりました。「学ぶ喜びの実感」を教育目標として掲げ、生徒の夢の実現に向けた教育活動を充実させていきたいと思っております。

つきましては、開校式を下記のとおり執り行います。御多用中とは存じますが、御出席賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年4月7日(金) 午後6時から7時まで
(午後5時30分より受付を開始します。)
- 2 会 場
御参加いただきたい教場は三島教室です。
磐田本校と三島教室をオンラインで結んで、同時開催いたします。
 - ・磐田本校 住所 磐田市中泉1丁目6-16 電話番号 0538-37-3003(4月1日から)
 - ・三島教室 住所 三島市文教町1丁目3-93 電話番号 055-986-3003(4月1日から)
- 3 その他
 - ・準備の都合上、お手数ですが3月10日(金)までに出席の御予定等を、同封の返信用封筒にて御返信くださるようお願い申し上げます。別教場での出席を希望される場合には、その旨を併せて御連絡ください。
 - ・両会場共に校地内には来客用の駐車場がありません。恐れ入りますが、公共交通機関を御利用ください。お車でお越しの場合、周辺の有料駐車場を御利用ください。(駐車料金は自己負担となります。)
 - ・受付時間短縮のため、御来校の際は、本状(左下ナンバー)を受付に御提示ください。


担 当 静岡県教育委員会義務教育課
参 事 西田 秀男
電 話 番 号 054-221-3106
F A X 番 号 054-221-3558

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 5 年 4 月 10 日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。


料金所 新静岡
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月10日 15時32分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-
(現金)

-入口料金所- 新富士
通行料金は、消費税10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00671510-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

料金所 新富士
お問合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月10日 18時16分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-
(現金)

-入口料金所- 新静岡
通行料金は、消費税10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-01861756-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 5 年 4 月 10 日	～ 令和 年 月 日	金額 4,400 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: としず防災・火山災害編・地震・津波編・水害編・土砂災害編)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

領 収 証

発行者:
四本康久

四本事務所様 5年4月10日

★ 4,400

但 災害と法、とす防災 (火山災害編 1100円 土砂災害編 1100円)
上記正に領収いたしました (水害編 1100円 地震・津波編 1100円)

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)
内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

富士宮市北町14-2
有限
会社 田村書店
TEL0544-23-1592

登録番号 GR1022

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,400 円	100%	4,400 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人富山自然の森づくり 年会費		
年月日	23年4月11日~	年月日	金額 425円

会の趣旨・目的	富山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に際する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業 ② 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》 4冊充当 5,110円÷12ヶ月 = 425円 (残 4,685円)

二利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
05-04-1123357	A93130019	00880-9	*5,000
取扱店	店名	料金額	*110
シス・オカケン	ショウナイ	53276	
払込口座	00880-9	53276	
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消滅し、消損等が含まれません。(ゆうちょ銀行)			
入金額 *5,510 おつり *400		5月3日~5日は、ゆうちょの日休みです。すべてのサービスを終日休止します。	

印刷申告納付につき領収書事務署承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	425円	100%	425円

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山自然の森づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業
- (2) 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
- (3) 啓蒙・普及として講演・シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品不返還)

第12条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理 事 3名以上 (理事長及び副理事長を含む)

(4) 監 事 1名以上

(役員の変任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事を兼任することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(顧問、評議員)

第21条 この法人に顧問、評議員を置くことができる。

- 2 顧問、評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、評議員は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をし、これを保存しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出とすることができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する

場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、富士宮市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岳南朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	1口	10,000円
(2) 一般会員	1口	2,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別

紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

これは現行の定款に相違ない

平成 30 年 5 月 22 日

特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり

理事長 仁藤 浪

各位様

令和2年5月27日

年会費改訂の件

コロナの緊急事態宣言が解除されました。感染の恐れが無くなったわけではありませんので気を付けて行かなければならないと思います。

さて、令和2年5月23日（土）に富士宮市立西公民館におきまして総会を開きました。

会報の8ページでお知らせしてきた通り年会費について審議しました。

動議・審議の要点は

1. 設立時に100名の参加者がいたが、広葉樹による森づくりという趣旨を正しく理解し積極的に参加してくれる方による会の運営をしていくということで正会員という制度を作った。
2. 植樹による森づくり活動も少なくなり、時代の変化とともに会員数も減少してきたので、一般会員の会費を下げて参加者数を増やしていきたい。
3. 会費を改定することは金額の問題でなく、会の設立趣旨の理解・運営上の問題であることを十分認識して審議しなければならない。

以上のことを念頭に置いて審議した結果、会の趣旨を理解し支持支援して頂ける一般会員の方が参加しやすい様に、また、正会員として加入し積極的に活動に参加してもらえるようにということで会費を引き下げることに全員の賛同を得て決定いたしました。

正会員年会費 5,000円

一般会員年会費 1,000円

を同封の「通常払込料金加入者負担」の振替払込用紙を使用して6月末までにお支払いをお願いします。

会報は今まで通り発行の都度お送りいたします。

以上

整理番号 4-14

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月11日	～令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業(ア)リング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月11日 17時45分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01601726-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。 NEXCO 中日本 料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-9222-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月11日 8時52分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号201-00340834-00</p>
--	---



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月12日	～令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月12日 17時43分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税等10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01671719-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月12日 9時04分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税等10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号201-00400844-00</p>
--	---



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和5年4月14日	～令和 年 月 日	金 額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・ <u>地元要望活動</u> ・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使 途 (該当項目に丸印)	<u>交通費</u> ・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <u>○</u> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>《領》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月14日15時50分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060- (現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00241527-00</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>23年 4月14日11時25分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060- (現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00171106-00</p> </div> </div>
--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120 円	/ 100 %	2,120 円

整理番号	4-17
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (2023年 3月請求分)		
年月日	令和 5年 4月 18日~令和 年 月 日	金額	2,680 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 支払合計額 ケーブルテレビ料 政務活動費請求対象額 8,110 円 - 2,750 円 = 5,360 円	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,360 円	1/2 %	2,680 円

post card

四本 康久 様

発行番号 2020311400
発行日 2023年 4月18日

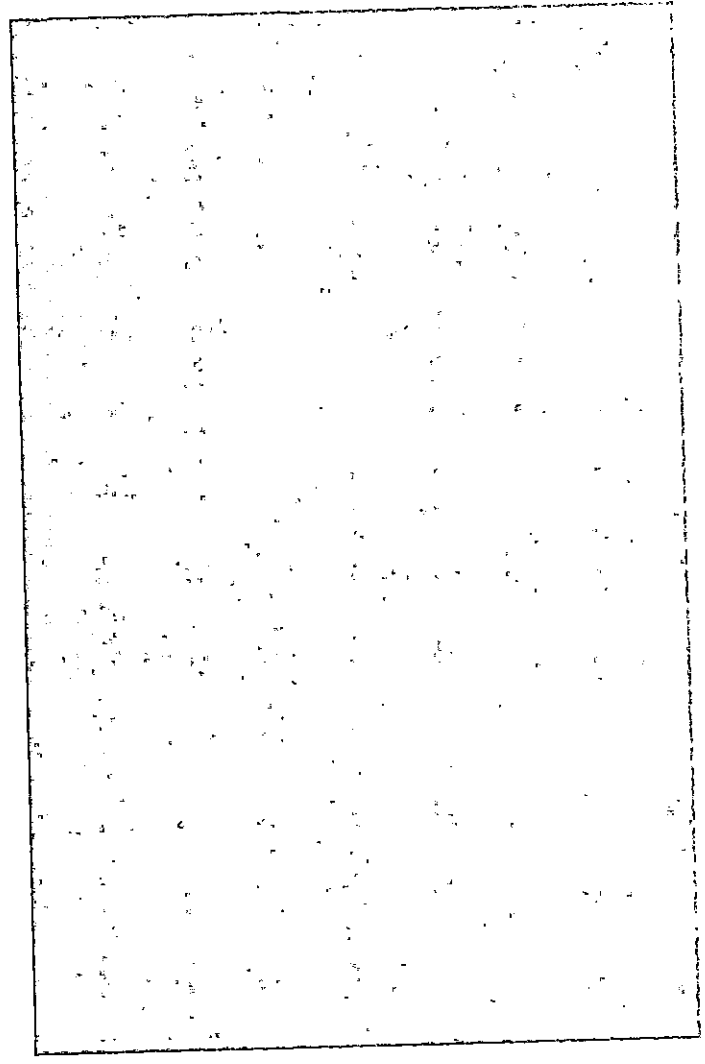
株式会社TOKAIケーブルテレビ
〒410-0053 沼津市
お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥8,110

項目	金額
2023年3月分	¥8,110
※電話関係料金は前月利用分となります。	



但し、テレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2023年3月カード決済にて正に領収致しました。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月19日	～令和 年 月 日	金額 2120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理	
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料	
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 	
<領収書貼付枠> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 4月19日 16時21分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-190363-904039 (確) <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 4月19日 18時46分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-190363-904534 (確) <small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small>	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120円	100%	2120円

整理番号 4-19

支出証拠書

(会派名・議員氏名・ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願報酬・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 5 年 4 月 19 日	～令和 年 月 日	金額 2256 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 4月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0019016
加入者名	655183
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 9 4 3
ご依頼人	日報ビジネス株式会社
料	313 円
金	現金払 (23704)
備	富士宮宮原 簡易郵便局
考	N94170023

記載事項を訂正した場合は、その箇所は訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2256 円	100%	2256 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇に記入すること。

請求書

Page. 1

2023年 3月31日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



代表取締役 河本 隆
〒101-0061 東京都千代田区有明3-1-5
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : [REDACTED]

お支払い期限 : 23/05/30

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 2023年4月号	1	部	1,843	1,843	1
	送料	1		100	100	1
	内消費税等				(177)	

区分 : 1. 売上 2. 返品 3. 商品値引 4. その他売上 5. 販促 6. 配送料 7. 代引手数料 8. 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富山市食育ホラテア ななく工舎 年会費 (4月分)		
年月日	23 年4月20日~	年月日	金額 250 円

会の趣旨・目的	地域の自主活動を促進し食生活改善を高め健康保持増進に寄与する。
会の活動内容等	1. 食生活の改善の研修・講演会の開催。 2. 栄養に関する調査研究 3. 地区活動を活性化し、食育の普及、啓発に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

4月分のみ定当 $3,000^{\text{円}} \div 12^{\text{ヶ月}} = 250^{\text{円}}$

(残 2,750^{\text{円}})

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるもののみ	250 円	100 %	250 円

領 収 証

令和 5年 4月20日

会 員 様

領収金額 3,000円

但 令和5年度会費

上記のとおり領収いたしました

富士宮市食育ボランティアななくさ会

会 長 渡邊 喜美代 (印影省略)

支払者: 四本康久

第7号議案

富士宮市食育ボランティアななくさ会 会則 (案)

- (名称)
第1条 本会は、富士宮市食育ボランティアななくさ会と称する。
- (事務局)
第2条 本会は、事務局を富士宮市保健福祉部健康増進課におく。
- (目的)
第3条 本会は、地域の自主活動を促進し食生活改善を高め、健康保持増進に寄与する。
- (事業)
第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 食生活の改善の研修ならびに講演会の開催。
 2. 栄養に関する調査研究。
 3. 地区活動を活発化し、食育の普及、啓発に関する事業。
 4. その他本会の目的達成に必要なと認める事項。
- この事業を推進するために班を編成し班長および副班長をおく。
- (会員)
第5条 会員は、富士宮市が実施する栄養学級等の修了者及び食生活改善に熱意を持つ者で、この会の目的に賛同し、次条の入会手続きを経て入会した者とする。
会員は、本会の活動を個人の政治・宗教・経済活動に利用してはならない。
- (入会)
第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が入会を認める。
- (会費)
第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
年会費は総会時に納入し、年度の途中で退会・休会しても返金しない。
年度の始めから1年間休会する場合は、年会費の納入は不要とする。
- (休会)
第8条 会員は、自身の病氣や家庭の事情等により会員としての活動を休止したい場合、休会届を会長に提出し、役員会の承認を得て、会長が休会を認める。
年度の始めから休会する場合は、2月末日までに休会届を会長に提出すること。
- (退会)
第9条 会員は、退会する場合、退会届を会長に提出し、退会することができる。
また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
1. 本人が死亡したとき。
 2. 会費を期日までに納入しないとき。
 3. 会員としてふさわしくない言動があり、役員会で退会が相当と決議され、会員本人に通知したとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1~2名
3. 書記
4. 会計
5. 広報
6. 会計監査

会長、副会長は役員会で選出する。

(相談役)

第11条 本会の運営を円滑に行うため顧問および相談役若干名をおくことができる。
顧問および相談役は会長の諮問に応ずると共に本会の運営に関し意見を述べる事が出来る。
相談役は役員選出の任務を兼ねる。

(任務)

第12条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括し代表する。
2. 会長は、役員会の議長を務める。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠席のときは副会長のうちから互選により会長の職務を代行する。
4. 書記は、会務（定例会や伝達活動等）を記録する。
・役員会議事録を作成する。
上記記録は、会長の検印を受け、所定のファイルに保管、管理する。
5. 会計は、会の出納事務を処理し必要な書類や物品等を管理する。
年度初めに収入支出予算を作成し、年度末に収入支出決算報告を作成し会計監査を受け、総会に報告、承認を得る。
6. 広報は、会報の発行や伝達活動に必要な資料の作成等を通じて、会の方針・考え、動き・状況、話題等を会全体に共有化させ、会員の連携、組織の強化を図る。また、会の活動が広く市民に周知されるよう諸活動を記事として市の広報紙やホームページ、新聞社に提供、掲載してもらおう等の広報活動を推進する。
7. 会計監査は会の会計監査を行い、その結果を総会に報告、承認を得る。
8. 役員は、会長および副会長と綿密な連絡のもとに事業を推進する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、同じ役職の再選は3期までとする。
補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(会議)

第14条 会議は、総会、役員会および班長連絡会とする。
総会および役員会は、各々1/2以上の会員の出席により成立する。
総会および役員会の議事は出席の過半数によって決し、可否同数の時には議長が決する。

(総会)

第15条 総会は、年に1回開催するものとし、会長が招集する。
ただし、必要あるときは臨時に開催できるものとする。
総会の議長は、出席者の中から選出する。
総会で議決する事項は次のとおりとする。

1. 規約の改正
2. 役員の選出および承認
3. 事業報告および事業計画の承認
4. 収支報告および予算計画の承認
5. その他総会において必要と認める事項

(役員会)

第16条 役員会は、会長が必要の都度、招集する。
役員会は、本会の事業の運営に関する事項を決議する。

(班長連絡会)

第17条 班長は会員の互選により選出する。班長は班長連絡会に出席し、班活動を推進する。
班長連絡会は、役員と班長（欠席の場合は副班長）で構成し、会長が招集する。
班長連絡会は、役員会の決議事項の共有化や班からの意見聴取を図るなど本会の事業を円滑に運営するための情報共有化の場とする。

(議事録)

第18条 総会及び役員会の議事については、議事録を作成する。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び収支報告)

第20条 会長は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支報告書を作成し、役員会および監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会報)

第21条 会報は、必要に応じて発行する。

(付則)

この会則は平成30年(2018)4月19日から施行する。
平成31年(2019)年4月17日改正
令和4年(2022)4月20日改正
令和5月(2023)4月20日改正

(顧問)

富士宮市保健福祉部健康増進課長
静岡県富士健康福祉センター医療健康課長

(相談役) 富士宮市食育ボランティアななくさ会役員経験者から選出する。

ななくさ会 内規

1. 会員の研修旅費については実費を会より負担する。
2. 会員が死亡のとき、香典料5,000円とする。
3. 中途加入会員の会費は役員会において協議する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月20日	～令和 年 月 日	金額 2120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡</p> <p>23年 4月20日 12時 9分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-200363-905033 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士</p> <p>23年 4月20日 21時50分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-200363-905637 確</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120円	100%	2120円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵送料等活動・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月21日	～令和 年 月 日	金額 1940円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡</p> <p>23年 4月21日 14時42分</p> <hr/> <p>通行料金 (ETCクレジット) ¥1,060-</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-210363-905933 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 清水 料金所(至) 富士</p> <p>23年 4月21日 21時38分</p> <hr/> <p>通行料金 (ETCクレジット) ¥880-</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A29304-210363-906337 (確)</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1940 円	100 %	1940 円

整理番号	4-23
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	事務所電気代(4月分)		
年月日	23年4月21日~	年 月 日	金額 8,089 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》 使用期間 3/9~4/9</p> <p>選挙事務所にて使用した日(3/31告示日)を除外に訂正</p> $16,701^{\text{円}} \times \frac{31}{32} = 16,179^{\text{円}}$ $16,179^{\text{円}} \times \frac{1}{2} = 8,089^{\text{円}}$	

案分の理由 政務活動と後援会 活動比率	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,179 円	1/2 %	8,089 円

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-4	払込金額	¥11535	うち消費税等相当額	円 1048
ご契約	40 A	戸数		ご使用量kWh	384
ご使用期間	3月 9日~ 4月 9日		ご契約変更	月 日	
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号				
ご契約場所	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様				
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様				
お支払期限日	5月 10日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B		
お電話番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-001(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客様控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-4	払込金額	¥5166	うち消費税等相当額	円 469
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	51
ご使用期間	3月 9日~ 4月 9日		ご契約変更	月 日	
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号				
ご契約場所	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様				
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様				
お支払期限日	5月 10日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	低圧電力		
お電話番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-001				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客様控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年4月25日~令和	年月日	金額 2120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 4月25日 14時38分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-250363-907232 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 4月25日 17時9分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-250363-907638 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
	046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120円	100%	2120円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 5 年 4 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,060 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2023年4月発行号上・下)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0:010006	振替	34749
加算者名	イマジン出版株式会社		
金額	千: 百: 十: 万: 千: 百: 十: 円	¥	4,950
ご依頼人	静岡県富士宮市北町13-3 四本 康久様		
料金額	N94140004印 05-04-25 富士宮東町郵便局 料金 110円		
備考	現金払 (23319)		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

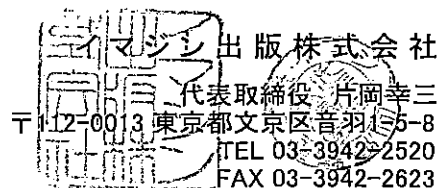
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,060 円	100%	5,060 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

四本 康久様

下記の通り納品致します。

¥4,950



行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

四本 康久様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950



行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2023年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	23年4月27日~	年月日	金額 8,800円

目的	—			
使途	—			
政務活動・ 県政との 関連性	—			
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>D 5- 4-27</td> <td>17,600</td> <td>リコ-リース(カ)</td> </tr> </table> </div>		D 5- 4-27	17,600	リコ-リース(カ)
D 5- 4-27	17,600	リコ-リース(カ)		

案分の理由 政務活動費と後援会活 動で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600円	1/2 %	

支出証拠書




4/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)


経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査, 富田市長と打合せ		
年月日	令和5年4月28日~令和	年月日	金額 -4,240 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ① 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ② 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,240 円	100 %	4,240 円

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p>②  NEXCO 中日本</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士</p> <p>23年 4月28日 12時31分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 確 A30304-287246-569233</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p>②  NEXCO 中日本</p> <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡</p> <p>23年 4月28日 13時21分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 確 A30304-287246-569738</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p> <p>④  NEXCO 中日本</p> <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士</p> <p>23年 4月28日 23時13分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060- (ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 確 A30304-287246-570439</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
---	---	---

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

①  **NEXCO**
中日本

料金所(自) 新富士
料金所(至) 新静岡

23年 4月28日
8時49分

通行料金 ¥1,060-
(ETCクレジット)
車種 1

取扱番号 **確**
A30304-287246-568334

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

補記:
午前中役員会 → 富士宮 → 午後議員総会 のため 2往復

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和5年4月28日	～令和 年 月 日	金額 3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	23年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証

四本 康久様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分 領収日 4月28日

領収金額 **¥3,821**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934


その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。
(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘
住所 富士宮市上抽野1-2
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

整理番号	4-29
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)


経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和5年4月28日~令和	年月日	金額 4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	23年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930




領収書

4,427 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

領収日  扱者

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,427円	100%	4,427円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞・富士ニュース・朝日新聞)		
年 月 日	23年 4月 28日~	年 月 日	金 額 9,657 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集																		
使 途	23年 4 月購読料																		
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。																		
<<領収書貼付枠>> 【内訳】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">静岡新聞</td> <td style="width: 30%;">3,300 円</td> </tr> <tr> <td>朝日新聞</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td>977 円</td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td>980 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,657 円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black;">05-04-28</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">200</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">9,657</td> <td style="width: 40%; border: 1px solid black;">シンフインタイ</td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300 円	朝日新聞	4,400 円	岳南朝日新聞	977 円	富士ニュース	980 円	<hr/>		計	9,657 円	05-04-28	200	9,657	シンフインタイ
静岡新聞	3,300 円																		
朝日新聞	4,400 円																		
岳南朝日新聞	977 円																		
富士ニュース	980 円																		
<hr/>																			
計	9,657 円																		
05-04-28	200	9,657	シンフインタイ																

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,657 円	/	
		100 %	9,657 円

整理番号	4-31
------	------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 4/28 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	14,930
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) (○) 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久			

≪領収書貼付枠≫ 別紙のとおり

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	29860 円	1/2 %	14930 円

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月02日 20:12

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0110-00 P-01
レギュラー *
25.57L 158円 ¥4,040

合計 ¥4,040
(消費税10%対象 ¥4,040
内消費税等 ¥367)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,960

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

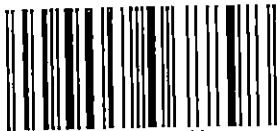
アルプス中京株式会社
セルフ大島SS
静岡県 浜松市 東区大島町954
TEL:053-582-7811 SS-483742
ロットNo 6889-01 データNo6601-6603
098セルフ大島 2023/04/02

お釣引換券

2023年04月02日 20:12

預り金額 10,000円
釣銭金額 5,960円

受付No 6889



本日限り有効

支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月06日 13:46

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

2000-00 P-01
レギュラーG *
25.64L (156円) ¥4,000

合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000
内消費税等 ¥364)
お預り ¥10,000
お釣り ¥6,000

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1874P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

ツチャ D. Dセルフ駿河ONE
静岡県 沼津市岡宮889-1
TEL:055-927-0707 SS-481962
ロットNo 4388-01 データNo1705-1707
001セルフ駿河 2023/04/06

支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月09日 21:24

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

2000-00 S P-13
レギュラーG *
26.73L (156円) ¥4,170

合計 ¥4,170
(消費税10%対象 ¥4,170
内消費税等 ¥379)
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,830

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 1911P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

ツチャ ユニ.セルフ24金岡SS
静岡県 沼津市江原町17-1
TEL:055-921-6267 SS-022042
ロットNo 6681-05 データNo9692-9694
999金岡SS 2023/04/09

支払者: 四本康久

EneJet トールコ-ヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2023/04/13(木)23:14

売上レギュラー
021000 27.36L @159.0 L-4 N-10
割引適用(020205)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,350
(10%対象 ¥4,350)
内消費税 ¥395
合計 ¥4,350
お預かり ¥5000 お釣 ¥650
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1939P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8551 担当:0001
POS番号01
2023/04/13 釣銭伝票No.6807

おつり引換券

2023/04/13(木)23:14
金釣銭金額 ¥650
2023/04/13 釣銭番号 6807



支払者: 四本康久

EneJet トールコ-ヒ-

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2023/04/18(火)00:25

売上レギュラー
021000 27.55L @159.0 L-4 N-10
割引適用(020205)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,380
(10%対象 ¥4,380)
内消費税 ¥398
合計 ¥4,380
お預かり ¥10000 お釣 ¥5620
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1952P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
トール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.3895 担当:0001
POS番号01
2023/04/18 釣銭伝票No.7948

おつり引換券

2023/04/18(火)00:25
金釣銭金額 ¥5,620
2023/04/18 釣銭番号 7948



支払者: 四本康久

EneJet

領収書

岡重(株)
EneJet宮原SS
静岡県富士宮市宮原387-1
TEL:0544-66-8500
2023/04/22(土)19:09

売上レギュラー
021000 26.29L @159.0 L-1 N-1
割引適用(020205)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,180
(10%対象 ¥4,180)
内消費税 ¥380
合計 ¥4,180
お預かり ¥10000 お釣 ¥5820
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P 13P
特別P 0P
今回計 13P
利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 1973P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

No.4766 担当:0001
POS番号01
2023/04/22 釣銭伝票No.2086

おつり引換券

2023/04/22(土)19:09
金釣銭金額 ¥5,820
2023/04/22 釣銭番号 2086



支払者: 四本康久

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
2023/04/28(金)09:03
Tカード会員様

売上 Tカード会員
レギュラー
000260 ¥4740
29.08L @163.0 L-3 N-7

小計 ¥4,740
(10%対象 ¥4,740)
内消費税 ¥431
合計 ¥4,740
お預かり ¥10000 お釣 ¥5260
上記にて領収書とさせていただきます。
Tポイント:基本P 14P
特別P OP
今回計 14P

利用Tポイント OP
利用可能Tポイント 2018P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。

毎度ありがとうございます。
もう、ご存知でしょうか?
EneKeyのご利用で
スピーディー、簡単給油が可能に!
営業時間 7時~22時
No.4010 担当:0090 昭府町SS
POS番号01
2023/04/28

支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員の雇用 (4 月分)		
年月日	令和 5 年 4 月 28 日 ~	令和 年 月 日	金額 156000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; padding: 20px;">別紙のとおり</div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	156000 円	/	156000 円
		100%	

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和5年	氏名	支払額	領収印
4 月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

令和5年	氏名	支払額	領収印
4 月	[REDACTED]	48,000	[REDACTED]

$$48 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 48,000 \text{ 円}$$

令和5年	氏名	支払額	領収印
4 月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

令和5年	氏名	支払額	領収印
4 月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

$$36 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 36,000 \text{ 円}$$

令和5年	氏名	支払額	領収印
4 月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

$$24 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 24,000 \text{ 円}$$

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士山の自然を守る会 年会費 (4月分)		
年月日	23年4月29日~	年月日	金額 83円

会の趣旨・目的	富士山の自然の保護・保全を目的とする。
会の活動内容等	富士山の自然についての調査・研究・学習、啓発活動を行う。 保護・保全のための提案と実現のための諸活動を行う。
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

領収証

四本 康久 様

金額	¥1000
----	-------

内訳

現金 但 富士山の自然を守る会 年会費

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

2023年4月29日 上記正に領収いたしました

富士山の自然を守る会
会計

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 会政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1000 円	1/12 %	83 円

4月分の計算
 $1,000 \text{円} \times \frac{1}{12} = 83 \text{円}$
 残 $1,000 \text{円} - 83 \text{円} = 917 \text{円}$... 5月以降に充当

富士山の自然を守る会会則

第1条 (会の名称)

この会の名称を「富士山の自然を守る会」と呼ぶ。

第2条 (会の所在地)

この会の事務局は会長の所在地 [REDACTED] に置く。

第3条 (会の目的)

この会は富士山の自然の保護・保全を目的とする。

第4条 (会の活動)

- ① 富士山の自然についての調査・研究・学習・啓蒙活動を行う。
- ② 保護・保全のための提案と実現のための諸活動を行う。
- ③ ①・②に関連する諸活動

第5条 (会の会員と資格)

会の目的と活動に賛同する個人を有資格とする。

第6条 (会費等)

- ① 本会の運営は会費及び寄付金をもってまかなう。
- ② 会費は一年間1,000円とし、毎年、4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。
- ③ 会員が三年間以上続けて会費を納入しない場合は、自主的に脱会したものとす。
- ④ その他会費等について必要な事項については運営委員会の決議によって定める。

第7条 (総会)

- ① 総会は年一回開催し、その期日は運営委員会が決定し、会長が召集する。会長は必要に応じて臨時総会を召集することができる。
- ② 総会の決議は出席会員の過半数以上の議決をもって行う。

第8条 (運営委員会)

- ① 本会に運営委員若干名と事務局を置く。
- ② 運営委員は総会によって選出する。
- ③ 運営委員は運営委員会において、その都度、互選によって委員長を選出する。
- ④ 運営委員会・事務局の活動については運営委員会の協議によって行う。
- ⑤ 運営委員会は原則として、隔月一回開催する。随時、拡大運営委員会も開催できるものとする。

第9条 (会長)

- ① 本会に会長を置く。
- ② 会長は総会で指名される。

第10条 (その他の役員)

- ① 本会に顧問・相談役を置くことができる。
- ② 運営委員会は顧問・相談役を指名することができる。

第11条 (事務局)

- ① 事務局には、事務局長・会計・広報・庶務を置く。
- ② 事務局会議は原則として、毎月一回開催する。

第12条 (役員任期)

- ① 各役員任期は2年とする。
- ② 役員再任は妨げない。
- ③ 各役員選出は総会で行う。

第13条 (除名)

総会は出席会員の三分の二以上の議決をもって、本会の目的や活動に反し、本会の名誉を傷つけた会員を除名することができる。

第14条 (補則)

本会則に定めのない事項は運営委員会の定めるところによる。

第15条 (効力)

この会則の効力等については別に付則の定めるところとする。

付則

1. この会則は、昭和63年11月9日より施行する。
2. この会則は、平成8年5月11日に一部改正
3. この会則は、平成11年5月8日に一部改正
4. この会則は、平成13年4月21日に一部改正
5. この会則は、令和3年4月24日に一部改正

整理番号	4-34
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機保守・JTB-代		
年月日	23年4月30日~	年月日	金額 2826円

目的	政務活動に必要な複合機の保守・JTB-代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

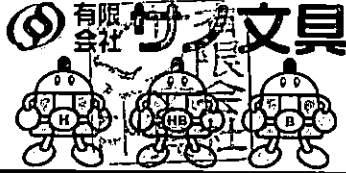
$$5,139^{\text{円}} \times 1.1 = 5,652^{\text{円}}$$

(税)

案分の理由 政務活動と後援会 活動の算合	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,652円	1/2 %	2,826円

請求書

No. _____



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤ 500790

四本康久様

5年4月30日締切分

合計金額 ¥ 6992

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 2枚	6357	
消費税等	635	
当月ご請求額	6992	



金額

四本康久

様

No. _____

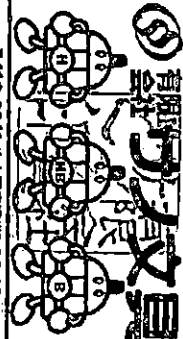
¥6992

但

5年4月30日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額等(%)

コード 97-95



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

補記: 但書「保手、送料、〒41041122」

請求書

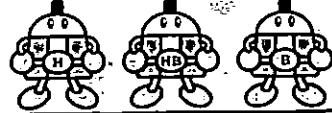
No. _____

四本康久様

5年 5月 18日

下記の通り御請求申し上げます

有限会社 サノ文具



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

合計金額 ¥ 513P

品名	数量	単価	金額	摘要
1 IM C2500 7.0077-	3	20	60	✓
2 2117- 1-1000	1000	3	3000	
3 1001以上	553	3	1659	
4 7.0077-7.0121	21	20	420	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			513P	

※ HISAGO #N634(100)別 J638172

ヒサゴ店名入伝票のご用命は……サノ文具へ ☎27-1023(代) 6357

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員NAVI plus 年会費 (4月分)		
年月日	5年4月30日～	年 月 日	金額 2,200円

目的	議員活動に関する情報収集
使途	年会費
政務活動・ 県政との 関連性	施策等の情報を収集し、政策や質問の参考とする

《領収書貼付枠》

受領印の日付を
補記する
23.4.30

払込金受領証
(金融機関・コンビニエンスストア用)

受取人 第一法規株式会社
払込 四本康久

請求金額 26,400 円

お客様番号

受領印
収入印紙
(コンビニエンス
ストア等取扱い)

23 年 4 月 30 日

(お客様控)

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払の場合は、左側の2票だけをお出しください。

4月分の叶充当額 $26,400 \times \frac{1}{12} \text{ 4月} = 2,200 \text{ 円}$

残 $26,400 - 2,200 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$

5月以降に充当

案分の理由 全し政務活動に かかっている	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,200 円	100 %	2,200 円

整理番号	4-36
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ファクス代		
年月日	23年4月30日～	年月日	金額 669円

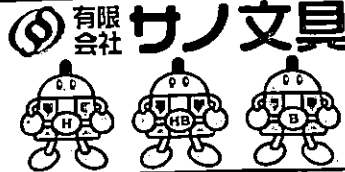
目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> $1,218円 \times 1.1 \text{ (税)} = 1,339円$ 領収証原本： 5年4月 整理番号 4-34参照	

案分の理由 政務活動と後援会 活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,339円	5%	669円

請求書

No. _____

四本 康又 様
5年 4月 5日



〒418-0041 富士宮市泥川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫泥川支店 ⑤ 500790

下記の通り御請求申し上げます

合計金額 ¥ 1218

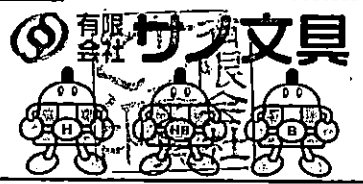
品名	数量	単価	金額	摘要
1 石川	2冊	609	1218	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合計			1218	

|| HISAGO #N634(100)別 J638172

ヒサゴ店名入伝票のご用命は.....サノ文具へ ☎27-1023(代)
6357

請求書

No. _____



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤ 500790

四本康久様

5年4月30日 締切分

合計金額 ¥ 6992

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 2枚	6357	
消費税等	635	
当月ご請求額	6992	

領収証

金額

四本康久

様 No. _____

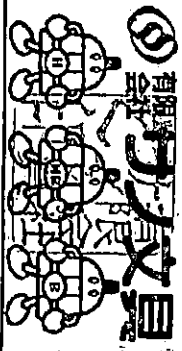
但

5年4月30日 上記正に領収いたしました

¥6992

内訳
 振替金額 _____
 消費税額等 (%) _____

コトヨ ヴァ-85



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

支出証拠書

5/1

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (令和5年3月分)		
年月日	令和5年 5月 1日～ 令和 年 月 日	金額	3,736 円

目的										
使途										
政務活動・ 県政との 関連性										
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">支払合計額</td> <td style="width: 33%;">ケータイ補償料</td> <td style="width: 33%;">政務活動費請求対象額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">8,264 円</td> <td style="text-align: center;">- 720円 × 1.1 =</td> <td style="text-align: right;">7,472 円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 05-05-01 200 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">8,264 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">トコモ ケイタイ</td> </tr> </table>		支払合計額	ケータイ補償料	政務活動費請求対象額	8,264 円	- 720円 × 1.1 =	7,472 円	05-05-01 200	8,264	トコモ ケイタイ
支払合計額	ケータイ補償料	政務活動費請求対象額								
8,264 円	- 720円 × 1.1 =	7,472 円								
05-05-01 200	8,264	トコモ ケイタイ								

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,472 円	1/2 %	3,736 円

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 4,650	4,650	5Gギガホプレミア	3GB以下 合算
	4,950	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	-500	(内訳) みんなドコモ割	2回線
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	2.5G 合算
◇通話料・通信料 (計) 1,841	141	5G・SMS通信料	3月ご利用分 合算
	1,700	かけ放題オプション定額料	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,022	300	留守番電話サービス利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合算
◇消費税等相当額 (計) 751	751	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 8,264	8,264	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	23年となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	70です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,513円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2023年3月31日現在)

除外 720

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単位) が公表されています。

